

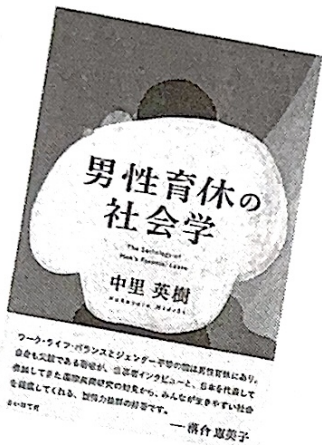
家族、幼児教育のあり方を読む三冊

日本で男性の育休取得率が低いのはなぜか

夫の単独育休を促す制度と、それを阻害する制度(育休延長)の並存が、どのように作られ今日に至っているか、その決定過程を丁寧に分析

中里英樹 著
▶ 男性育休の社会学
2・28刊 四六判340頁 本体3000円
さいはて社

大和礼子



男性の育児休業(以下、育休)取得率は、日本と北西欧(本書ではノルウェー・スウェーデン・ドイツ)で大きな違いがあり、本書によると、ノルウェーでは89%(2003年)、スウェーデンでは88.3%(2004年)、ドイツでは15.4%(2008年)から35.8%(2015年)へ上昇しているのに対し、日本では1.3%(2008年)から14%(2021年)へ上昇しているが、かなり低い。
本書の第一の問いは、日本にも、上記3国とほぼ同様の、男性育休促進制度があるのに、これら3国と異なり、日本ではなぜ男性の育休取得率が低いのである。
男性育休促進制度とは、ざっくりいうならば「夫・妻の両方」が、それぞれ「単独」育休を取得しなければ「損」になる仕組みである(以下は概要で、国ごとの細かな違いは本書を参照)。ノルウェーとスウェーデンの制度は「パパ・クォータ」と呼ばれる。これは、夫婦に与えられた有給の育休(12か月前後)のうち、夫・妻の「両方」が、それぞれ「単独」で3〜4か月取らなければ、その分だけ育休が短縮される仕組みである。たとえば夫が「パパ・クォータ」3か月を取らなければ、夫婦にとっての有給の育休が9か月(112-3)に短縮される。これらの国では、公的保育の利用年齢は概ね子ども1歳からなので、夫・妻のそれぞれが、定められた期間以上の「単独」育休をとって交代で1歳まで育児し、1歳以降は公的保育を利用して夫婦とも職場復帰する。逆に夫・妻のどちらかが「単独」育休を取らなければ、育休が9か月に短縮され、しかも公的保育は1歳まで使えないという困難に直面する。ドイツと日本にも似た制度があり、ドイツの制度は「パートナー月(またはポナスマ月)」、日本の制度はこれを参考にした「パパ・ママ育休プラス」と呼ばれる。これらの制度では、満額有給の育休は1年で

あるが、夫・妻それぞれが、2か月以上の育休を取得すると、さらに2か月の有給育休が追加され、夫婦で計1年2か月の満額有給の育休となる。こうした制度があるにもかかわらず、日本で男性の育休取得率が低いのはなぜか。著者の答えは、日本には(A)男性育休促進制度はあるが、それを機能不全にしている(B)別の制度、つまり「育休延長」制度があるからである。これは「保育所が見つからない等の事情がある場合、子どもが2歳になるまで、有給育休を延長でき、その際には、育休を取る親を交代する必要はない」というものである。これを使えば、「パパ・ママ育休プラス」を使わなくても、妻だけの育休で2歳まで延長できる。
次に、本書の第二の問いは、日本で(A)夫の単独育休を促す制度(パパ・ママ育休プラス)と、(B)それを阻害する制度(育休延長)の並存が、どのように作られ今日に至っているかである。これについて、国会・閣議・政策審議会・政党の研究会・民間識者の研究会等での決定過程を、著者は丁寧に分析しており、非常に興味深い。
まず(B)育休延長として、2005年に育休が1歳6か月に延長された(それまでは1歳)。
同時に(A)夫の単独育休への動きとして、19

99年の男女共同参画社会基本法等を契機に、北欧と比べ男性の育休取得が著しく少ないことが問題視され、2001年には野党が国会等で「パパ・クォータ」の導入を主張し、2007年には男性の育休取得率目標が10%と定められた。2008〜9年には(A)夫の単独育休として「パパ・ママ育休プラス」の導入が議論され、2010年の国会で成立した。しかしこの時点で既に2005年の(B)育休延長が阻害要因となり、男性の育休取得は低迷し続けた。
次の2017年の改正では、さらなる(B)育休延長案(2歳まで)が議論された(保育所の不足等を背景)。この案に対し、野党等は(A)夫の単独育休を促進する案(延長分の育休は、それまで取っていない親「多くは夫」に割り当てる)を主張したが、経営者代表は「その親に育休を「強制」することになる」と反対した。結果として改正されたのは(B)育休延長(2歳まで)のみであり、(A)夫の単独育休への阻害がさらに強まった。
続く2021年の改正では、(A)夫の単独育休を促進する案(育休を取っていない親に割り当てる)は、改正に向けての審議会の検討項目からさえも省かれた。審議会の委員長はこの案についても考慮すべきと発言したが、結局、改正されなかった。つまり(A)夫の単独育休の取得が、(B)育休延長によって阻害される状況は続く。
上記の国会等での、「延長分の育休を、それまで取っていない親(多くは夫)に割り当てることは「強制」であり、望ましくない」といった議論の背後には、女性の賃金が男性よりかなり少ない社会では、「一人々に「自由」に選ばせれば、結局、妻のみが育休をとるだろう」といった暗黙の想定がありはしないだろうか。
本書では、日本・ドイツで育休を取った男性(主に「単独」育休)へのインタビューも紹介されている。日本では、妻との「同時」育休の場合と比べて、家庭については「家事育児を自分の仕事と考えるようになった」「育休を取らなかった子と比べて」取った子との関係が近いと感じる「父親と母親の違いはないと思うようになった」等の語りがあった。職場についても「自分も同僚も残業をなくすように気を配るようになった」「育児をする同僚への理解が深まり、重要なホシシヨも任せるようになった」等の語りがあった。
今後、「女性が主に育休を取り、キャリアの足踏み・中断が起る」社会で、「男女が共に育休を取りキャリアも続ける」社会で、少子化はどちらの方が解消されやすいか。多くの人が本書を読み、国会等での政策決定に関心を持つ契機になればと思う。
(関西大学社会学部教授)